

諏訪神社記

愛知県新城市海老

現海老神社

里山出版

目次		
はじめに	3	原文
国郡里名の初発	4	現代訳
諏訪神社記 序	5	17
諏訪神社記	6	18
鹿狩祭の式	12	22
田楽舞の式	12	23
氏子	12	24
愛知県里程	13	24
根宜給料	13	24
祝部給料	14	24
境内反別	14	25
上地官有地	14	25
霜月卯の日湯立	14	25
霜月卯の日投餅資本	14	25
境内鎮座員外社雨佐屋新築	15	25
境内献納物	15	25
雑記	16	26
あとがき	28	

はじめに

明治十四年に諏訪神社（現海老神社）の氏子であった松下新八氏は「諏訪神社記」を記して、当時の諏訪神社の記録を後世に託しました。その著作を百三十五年後の海老神社の氏子諸氏にお伝えしたくて現代訳を付して発行したのが本書です。

原文は手書きで、漢字と仮名まじりの文章です。漢字も当て字が用いられている箇所も多く、万葉仮名とひらがなが混在しているため、原文を出来る限り損なわないように現代文に近づけています。また、句読点は私が適宜付け加えています。本文中の原文は一行の文字数がまちまちになっています。これは原文に沿って改行しているため、読みづらくなっているかもしれませんがご了承ください。

本書の目的は学術的事実を追い求めるものではなく、海老神社に関わる大勢の方々を読んでいただきたい、という私の個人的な思いを具現化したものです。多忙な現代生活の中で神社に足を運ぶことが疎くなってしまう氏子崇敬者の皆様に、平穏な心を海老神社の境内で感じるとれる余裕を持っていただける契機となつてほしいという私の願いが込められております。

私たちの遠き祖先たちが海老神社の地で神々への感謝を捧げ、祈りや願いを込めてきたことは紛れもない事実です。そして、子々孫々の繁栄を願い、この地で育まれてきた人々によって連綿と受け継がれてきた歴史もまた真実です。この時代に、この地に命を授けられた私です。健やかな日々と心の安寧を神々に感謝申し上げます。氏子崇敬者の皆様が末長く海老神社の祭神を氏神様として奉り続けていきますように祈念いたします。

海老神社

宮司 松下恒雄

平成二十八年十月九日 海老神社 大祭

原文

国郡里名の初発

豊葦原水穂国及大日本等稱へる由は、古事記日本紀及古事記傳等に依りて考へしるべし。

東海道とは漢字に寄りてしるべし。参河国とは

豊川矢作川男川の三筋の川によれり。

設楽郡とは如何成故にや。延喜の民部式之首

書云延喜三年八月十三日割宝飫郡置。設楽郡

云々。すでに大宮村石座神社及其他にも宝飯郡と記し

たるあり。去れど昔は設楽の里と稱へ、今当郷を黒

瀬郷と稱へるは、その時の字名の如くなるか。その字中に

小名あり。開けるに隨に村名と成る類、多かる故海

老村とはいう成ゆへにや。昔池あり。其池蔦の滝より眞

蒲境に至る。池に海老居れり。其池損れて海老は西沢

にあがれり。其處を海老あげとはいうなり。其の池のあとを

池原及池貝と。後に池貝津と云う。その傍を池の平。池の

御堂等稱ふるなり。此池の北の傍に眞蒲草あり。是によりて

眞蒲村と云う。後菰と云う文字に改むと聞。蔦の滝とは其時に大成蔦

あるによれり。その億を萬の入りといふ。上件によりて海老村と云う書の初発なり。

諏訪神社記 序

すめら御國は神の生成玉へる。御國、人種々も神の裔にしあれば神國とぞ稱ける。然れば御代々の天皇命の神祇を祭玉ふに天の下治玉ふ御政の本にて真儀式の嚴重なること、古典に見へたるが如し。一村及び一家を治玉へる事も神を祭を始とす。いわゆる祭政一致是なり。然るに中世より世の中も乱れに乱れて神祇官も古の如くならざれば、庶人の神事の粗略になりたるは言も更なり。然るに今百二十三代明治天皇天の下を調へ玉ひ、平げ玉ひ、うつしき公民等を治め玉ひ、撫玉ひ恵み玉はむとおもほしめして、三條を教の憲へと定め玉ひ教え玉ひ。神社をも称もごろにをあらためあらせられ玉ひて、おとろえたる小社は合せ祀りて、ことごとくに御祭りあらせ玉ひ、

官幣社の御祭の如きは太陽曆にまであらわされて
大祭祝日には戸毎日章御國旗を掲げ御
祭り善しくあらしめ玉ひて天の下平らなり
たる。爰に三河の國設楽郡海老の里なる
向田の川原に鎮り座す諏訪大神は、昔は
三神座しませり。御一新の際、合祀りて今は
神々ましますなり。然るに此神々等を齋き奉り
し其のさたを、今の世でさえしるやしらずや多
ければ年月積り行くまにまに、わかりがたきも
あらむかと諏訪をり（かむやしる）ふみといふ書を
著して明治十年あまり三年といふ年迄の
形を記むと思へども、五百年を一時に記す事
なれば、成落る詞は多けれど及しらふる人のたより
にもと古き記みと聞き伝へととりませて百千が
一のしり形を記むとする。としは明治十年あ
まり四年という年の九月に諏訪大神の氏子
松下新八畏み畏みも記して捧げ奉る。

諏訪神社記

三河國設楽郡海老邨鎮座

村社産土

諏訪大神

一 祭神

建御名方命 亦ノ御名ハ御穂須須美命 亦健

御名方富ノ命 御父大國主命御母沼河

比賣命

菅原神 正二位讚岐守道實卿

御父菅原是吉々

市杵島比賣命 亦名狹依毘賣命 中津島比賣命

天照大御神御誓ノ時二所生之神也

一 勸請

年号干支詳ならず。七月二十七日と聞傳ふのみ。ある人の云うに此日は不成就日なりといふ。古老の曰く勸請の頃には不成就日といふは無かりしと語ぬ。扱大半小前の水帳に宮の前といふ字名二筆あり。宮のこし五筆、神田しり六筆あり。その後水野備後守迄の檢地帳は右の名処悉くでたり。又川向旧双瀬村に宮脇と云う所あり。昔宮ありてこそ宮の字の字あり。字ありてこそ太閤の

代水帳に記載たり。社も田畑の跡とも見えざれば土地開ける昔勸請したるものなるか云々。有説に昔産土は白山なりしが罪穢あるものには神變あらたにして宮へ拝殿を設け老若男女遙拝す。

白山へ参詣するものは拝殿にて七日の間精進して参詣すと云ふ。尤も此の例は慶応年中迄あり。然る後諏訪を産土として白山を奥の宮としたるよしでもあり。又ある説に諏訪は西海老の産土、天神は東海老、弁天は小野の産土と云う説あり。是は産土三柱にして氏子三ヶ村成より談説付しならむ。東西分村は寛永のはじめかたなり。此時産土を分ちたる嚙を聞き、小野は本より引分るいはれなし。近頃道理を付し説ならむ。素より何村何神の別ちはなかるべし。併寛永再建棟札に御長屋とあれば此は前より三神座するは著し。

一由緒

詳ならず。諏訪大神は古事記にも見へたる如く当国一の宮八千矛の命の御子して此国事始の時、事代主の神と力を合せ、国を平く拂ひ玉ひ治め玉ひし。大力ありし健き神ゆへ悪麻を拂ひ里を鎮め見守り

玉ふ礎ならむ。天神は学文を学ぶ為嚴嶋祭り、
子供に仕合よく守り玉ふ為なるべし

一 祭日

正月六日 鹿狩祭

正月八日 田楽舞祭 此田楽は天明の年の中に至り乱て大般若

を読誦す。御一新の際般若やまる。

田楽道具は今にあり。

一 小祭日

二月九日 三月三日 四月八日 五月五日 六月十五日

七月廿七日 八月十五日 九月九日 十月九日 十一月初卯日

十二月九日

一 再建

寛永廿一年甲申十一月吉日 棟札あり

文化十二年亥十一月

此間数 間口 二間三尺 奥行 一間

一 雨佐屋 間口 三間一尺 奥行 三間二尺

天保六乙未春 大工当村原田吉右衛門 神主林為蔵

一 拝殿 建立詳ならず

再建

寛永廿一年十一月

文化十二亥十一月

間数 間口 四間三尺 奥行 三間

一廊下 間口 一間 奥行 四間

文政十三寅六月新建

施主 林為藏 小野田与助 松下与兵衛 原田彦右衛門

一献供物

每祭 御酒 白餅 秋 稻穂 正月六日 社の

外、東の方に紙を四角に折りたる幣を檜に挟みて

七十五本供える。是は七十五神を祭る。三月三日十一月卯日諏訪白山

八幡へ小豆を献る。今も別段変わりたる事なし。

御酒御饌海山田畑にある種々の物を献りぬ。

一鹿狩祭の式 正月六日也産土神を祭事常の如し

宮の東の方鹿を以て山の神を祭る祝詞左が如し

山の神を祭事

東山の御神七十五神のけんぞくたち。

祢わたりはわたり。大とうりうじん。

田の神。大なんじ小なんじの子孫。木の

おう。かやのおう。いわにはちやくせん神。

南山の御神るいしんけんぞく。西山御
神るいしんけんぞく。北山の御神るいしん
けんぞく。中には中おうの御神一社不残

松下七左衛門禮之

是は御一新前まで行ない其の讀み方はヒガシヤ
マノランガミヒチジュウゴジンケンゾクタチとよ
みたり。是は兩部作なるか。吾が考にはひむがしやた
のおほかみななそまりいつばしらのみつ

かいたち。以下是にならふ。吾神通の誠をしら
さればわかりがたし。尤数百年行し事なれば尊と
かるべきものなるか。文意はとも角も神を祭る
心こそ目出度ければそしることなけれ。時に随ひ
くわしき人に文意をかりて拜すも宜し。

右の式 大幣帛 平年四拾八本 閏年 五十二本

小幣帛 百五十本 作ること

白餅を杉の葉に包みて男女二疋の鹿を作り、
神前に子供集りて此鹿を狩す。一の鳥居へ追行て
根宜祝部を頼みに行。其詞 まきばら山へ追込まし
たて頼みますと 申す。是は信濃国のまきのが原 根宜祝部

の詞と聞伝ふ

弓箭にて彼の鹿をいる。扱宮の東の方にて鹿の腹
綿白餅是を供えて右の祝詞を申して奉る。此白餅を
参詣の人にくれる。次に拝殿にて直会す。此時
楓の葉に鯛を盛て玉はるは天孫天下り玉ふ時、
器なく木の葉にて食し玉ふ形ちなり。又田作り豊
年いわいよしと儀なり。煮豆はまめでまします
といふ儀。鹿狩は世間にてけものを狩を総而に鹿狩
といふ五穀豊饒の祭なるべし。

一田楽舞の式 正月七日諏訪社八日大御堂池御堂

九日ヨラキノ堂

楽人

但 宮座人片方に祭の供物此人名なり

奉る伊勢の神と人と同じ人を廿一人あり

林惣兵衛

松下七右衛門

今泉六太夫

小野村

鈴木九郎右衛門

松下治郎三

中尾善左衛門

原田吉右衛門

松下久治郎

森田庄助

松渕喜兵衛

松下与十郎

今泉彦太夫

清水平右衛門

小野田与助

松下徳治郎

小野村
小野村
小井戸利平次
竹下七左衛門
松下太郎兵衛
大代

林治兵衛
五分中根儀助
五分松下与兵衛
五分戸田治平
五分小野田与惣治

同 鈴木勘兵衛

合廿一人 但し仲間持株は潰門地に付て賣たると聞く。

田樂の始りは慥ならざれしも凡寛永前頃なるか聞傳に、田樂

舞の都合により寛永年中大御堂、池の御堂三間四面に再建したりと聞。

田樂舞の形は春より秋迄農業の形ちなり。

器械は笛太鼓大鼓小鼓等也。獅子駒翁等の

面等付て舞す。宇たもあれと長ければ略ぬ。

前にも記す如く永く久しく行いしが

いつとなく乱れて今はなかりし。是は樂人が

まなりて其誤りなるか考えみるべし。又有説に昔は宮座

人より他は氏子なしといふは大なる誤りなり。右の万事を考へ見て

志るべし。時の有志人なるべし。

一氏子

海老村
旧小野村
合式ケ村
戸数
一愛知縣里程

凡式拾五里三拾三町

一 根宜給料 但供物料共

字向田、田八升蒔無年貢小作米壺石古より

ありしが御一新以前売却して今はなし

一 祝部給料

往古は米壺俵 文化十三年御廻村反別之時より

替りて金一分づつ集め出す。然る后天保に至りて

社木を賣り金式両資本として此利子を与ふ。又文

久の頃四両の金を作り此利子金式分を給とす。

一 境内反別式反八畝二歩 雜木立

字向田二拾二番 第一種官有地

一 上地官有地六畝歩 雜木立

字向田二拾二番 是は明治八、九年の頃境内を分ちて上地とす。

一 霜月卯の日湯立

文政七甲年始る 根宣 林為藏是を勤む。今はなし。

一 霜月卯日投餅資本世話人

金負別冊

安政六年の頃氏子奉加を改て投餅資本を備へる此世話人

今泉長右衛門 松下与十 中根儀助

加藤常右衛門 原田善左衛門 松下利平

小野村

原田利左衛門 松下清十 弥左衛門

一境内鎮座員外社雨佐屋新築

明治十一年 月世話人

今泉長久郎 竹下久七 戸田治平

松下種三郎

一境内献納物

石鳥居 一の鳥居なり

正徳二壬辰年八月吉日 海老村 住人 原田新三郎重勝

石鳥居 二の鳥居なり

元禄十一年戊寅四月吉日建立 是は人名なし 氏子中

なるか

石螳籠

一對神前西脇にあり 文化十三丙子十一月吉日

惣氏子敬白 世話人鈴木弥助智恒

石螳籠

年号干支不詳 向田村 傳六郎とあり

同 明和七庚寅年月 松下四嘉右衛門源敬政 是は小野村と

聞傳ふ

同 宝永二乙酉九月吉日 今文政十一丁亥年春二月吉日

原田新二郎重行建立同彦右衛門重道再建
同 文政十一丁亥春二月吉日原田彦右衛門重道
同 嘉永三庚戌年八月吉祥日小野田与助高保再建
鐘壺宇

元禄二己巳二月池貝津村松下七左衛門家重
是は御一新の前賣却して今はなし

一 雜記

- 一文政十二己丑年地頭より用金兩海老へ拾九兩三分六年割当り森木賣出す
- 一嘉永七寅年地頭にて社木拂三十石不残
- 一文政三辰年洲原講参り始る
- 一文化十二亥年奥山立木を賣宮建替
- 一文政十三寅年伊勢御影げ
- 一慶応三丁卯九月所々に神札ふる 御鍬様を祭り祝ふ
- 一明治二己巳九月伊勢遷宮
- 一同四年未年 伊奈縣支廳足助局にて神々神社取調
- 一同十一年十月報徳熱田講社当村にて結ふ第六十八号

原文 完

現代記

国郡里の名前の始まり

豊葦原の水穂の国や大日本などと呼ぶ理由は古事記や日本紀及び古事記伝に依って考えれば知ることができ。東海道とは漢字の並びを考えれば分かる。三河国とは豊川、矢作川、男川の三筋の川による。

設楽郡とはどのようにして名付けられたのか。延喜の民部式の頭書きによれば延喜三年（九〇三）八月十三日に宝飫（ホオと読み方が記載されている）郡から分かれたとある。そこを設楽郡という。すでに大宮村の石座神社やその他にも宝飯郡と書いてあるものがある。しかし昔は設楽の里とよび、今はこの郷を黒瀬郷と呼ぶのは、その当時の字名（あざな）だったのであろうか。その字（あざ）の中に名がある。開けゆく間に村の名になる例はたくさんある。海老村と言うようになったのはなぜであろう。

昔は池があった。その池は葛の滝より真蒲境に至る。池には海老が生息していた。その池が損なわれて海老は西沢に上がっていった。その場所を「海老あげ」という。その池の跡を池原や池貝という。のちに池貝津という。その傍らを池の平。池の御堂などと呼ぶ。この池の北の傍らに真蒲草が生えている。だからこの場所を真蒲村という。のちに菰という文字に改められたと聞く。葛の滝とはその当時、大きく成長した葛があったことによる。その奥を葛の入りと言う。

以上が海老村と書かれた始まりである。

諏訪神社記 序

天皇がお治めになるこの国は神がお造りになられた。この国の人々は神の子孫であり、神の国と呼ばれるのである。したがって歴代の天皇命（すめらみこのみこと）たちが神祇（じんぎ）をお祭りなさり、天下をお治めなさることは政治の基（もと）であり、真の儀式を嚴重になされてきたことは古典を読めばわかることである。一つの村や一つの家庭を治めることも神を祭ることが始まりである。いわゆる祭りと政（まつりごと）は同じである。しかし、中世から世の中も乱れて神祇官も古くからのようにしなくなったために庶民の神事が粗略になってしまふのは言うまでもない。そして今、百二十三代の明治天皇は天下の乱れを調えられ、世をお鎮めなされている。清らかな心の民たちをお治めなさり、慈しみなさり、お恵みを与えようとして三条の教えをお定めになられ、お教えになられた。神社もごていねいに改めなされて、衰えていた小さな神社は合祀（ごうし、合わせて祀ること）して祭り、事ある毎に御祭りをするようになさった。官幣社のお祭りは、変えられた太陽暦にて発表までなされ、大祭、祝日には家毎に御国旗を掲げ、喜ばしきを表し、国を平和になされた。

ここ三河の国設楽郡海老の里の向田の河原に鎮まります諏訪大神も昔は三神が奉られていた。明治維新のときに合祀して今では神々も増えている。さらにこの神々を敬い奉るその事を、今の世の中でさえ知らないことも多いのに年月が経てばますますわからなくなる事もあるうかと「諏訪神社記（原文にはをりふみ・かむやしろふみとひらがなで記載されている）」という書を著して、明治十三年（一八八〇）までの事を記したいと思ふが、大変長い年月をひと時に記すれば落ちてしまう言葉は多いと思うけれど、調べる人の手がかりになればと思い、古い書物や聞き伝えられてきたことを取り混ぜてわずかではあるが知ることを記することにした。年は明治十四年の九月に諏訪神社の氏子の松下新八畏み畏みも記して捧げ奉る。

諏訪神社記

三河国設楽郡海老村 鎮座

村社 産土

諏訪大神

一 祭神

建御名方命（たけみなかたのみこと）

またの名は御穂須須美命（みほすすみのみこと）

または健御名方富命（たけみなかたとみのみこと）

父は大国主命（おおくにぬしのみこと）

母は沼河比売命（ぬなかわひめのみこと）

菅原神

正二位讚岐守道實（真）卿

父は菅原是吉（これよし）と言う

市杵島比売命（いちきしまひめのみこと）

またの名を狭依毘賣命（さよりひめのみこと）

中津島比賣命（なかつしまひめのみこと）

天照大御神誓約（うけひ）のときに生まれた神である。

一 勸請

年号干支はわからない。七月二十七日と聞き伝えられているだけである。ある人が云うにはこの日は不成就日であるという。古老が言うには勸請のころには不成就日と言う日はなかったと語っている。

さて、大半（たいはん）の百姓の水帳に宮の前と云う字（あざ）名が二筆ある。宮の腰（越）が五筆ある。神田という（ところ）が六筆ある。その後、水野備後守までの検地帳には右の名前の所がことごとく残っている。また、川向の旧双瀬村に宮脇という所がある。昔、お宮があったからこそ宮の字（あざ）の文字がある。

字があつてこそ太閤の時代の水帳に記載された。神社は田畑の跡とも見えないのでここの土地が開墾された昔の勧請ではないだろうか。

ある説によれば、昔の産土神は白山社であつたが罪穢れあるものは神への心を新たにしようお宮に拝殿を設け、老若男女が遙拝（ようはい）するようになった。白山社へ参詣する人は拝殿にて七日の間ひたすら心身を清めて参詣するようになったという。もつともこのような例は慶応年中ごろまであつた。その後、諏訪神社を産土神社として白山社を奥の宮とした理由でもある。

また、ある説では諏訪神社は西海老の産土神、天神様は東海老の、弁天様は小野の産土神という説がある。これは産土神が三柱であり氏子が三ヶ村であるという話を結びつけたものである。海老が東西の村に分かれたのは寛永のはじめのころである。この時、産土神を分けたという話を聞き、小野村はもともと引き分かれなければならぬ理由はない。近頃の道理をもつて説明した説ではない。元より何村の何の神という区別はないのである。併せて寛永再建の棟札に御長屋とあるので、この時より前から三神座であつたことは明らかである。

一由緒

詳しくはわからない。諏訪の大神は古事記にもでてくるこの地の一の宮の八千矛命（やちほこのみこと）の御子（みこ）であり、この国ができるとき、神の宣託を受けた神々と力を合せて国を平和にお治めいただいた。力持ちで勇ましい神であつたので悪魔を追い払い、代々に渡りお鎮めになり、お守りいただく礎（いしずえ）となつた。天神は学問を学ぶ為に慈しきをもつて祭り、子供の幸せをお守りいただくのである。

一祭日

一月六日 鹿狩りの祭

一月八日 田楽の舞の祭

この田楽は天明の頃に乱れてしまい、大般若経を誦読するようになった。

明治維新のとき般若経はやめた。田楽の道具は今もある。

一 小祭日

(日程は原文参照)

一 再建

寛永二十一年(一六四四)甲申十一月吉日の棟札がある

文化十二年(一八一五)亥年十一月

この建物の間数 間口 約四・五米 奥行き 約一・八米

一 雨佐屋(鞘) 間口 約五・八メートル 奥行き 約六・一メートル

天保六年(一八三五)乙未春 大工 当村 原田吉右衛門 神主 林為蔵

一 拝殿 建立は不詳

一 再建

(年号は前項の再建を参照)

間口 約八・二メートル 奥行き 約五・五メートル

一 廊下(渡殿)

間口 約一・八メートル 奥行き 七・三メートル

文政十三年(一八三〇)寅 六月 新建

(施主は原文参照)

一 献供物

お祭りごとにお酒、白餅(おはたき)を用意する。

秋のお祭りには稲穂を加える。

正月六日（鹿狩祭の日）は神社の外の東に紙を四角に折った幣帛をヒノキに挟んで七十五本お供えする。これは七十五の神を奉るのである。

三月三日と十一月卯日は諏訪、白山、八幡に小豆をお供えする。

今でも特に変わってはいない。

お酒、お米、海、山、田畑にある種々の物をお供えする。

一 鹿狩り祭りの式

正月六日に行く。産土神を祭る事はいつも通りに行く。神社の東で鹿を射って山の神を祭る。祝詞は左の通り。

山の神を祭る事

東の山の方の御神であらせられる七十五神の眷属（けんぞく）たち。

尾根を越え。山の端を越え。大頭龍神。

田の大神。大汝小汝（おおなんじこなんじ）の子孫。木の王。

萱の王。岩には着せん神。

南の山の方の御神であらせられる類神眷属。

西の山（の）方御神であらせられる類神眷属。

北の山の方の御神であらせられる類神眷属。

真ん中におられるこの神社の御神、一社残らず。

松下七左衛門禮之

これは明治維新前まで行い、その読み方はヒガシヤマノランガミヒチジュウゴジンケンゾクタチと読む。こ

れは両部（りょうぶ）が作ったものであろう。私が考えるには東山や田の大神、七色に染まる立派な五柱の神様の御使いたち。以下はこれに倣う。私は神と通じる誠を持たないので理解しがたい。もともと、数百年行ってきたことであるから敬意をばらうべきものである。文章の意味はともかくも神を祭る心がしっかりしていれば文句は言わないでいただきたい。ときによつては精通している人の文章を借りて拝むのもよいのではないか。

右の式 大幣帛 平年 四十八本 閏年 五十二本

小幣帛 百五十本作ること

白餅を杉の葉に包んで牡牝二匹の鹿を作り、神前に子供が集まってこの鹿を狩りする。一の鳥居に追い出し、禰宜と祝部に頼みに行く。その時の言葉は「まきばら山に追い込みましたので頼みます」と言う。これは信濃のまきのが原の言葉と聞き伝えられている。

禰宜と祝部が弓矢でこの鹿を射る。次に宮の東の方で鹿の腹から白餅を取り出し、お供えして右の祝詞を奏上して奉る。この白餅を参詣の人に配る。

次に拝殿にて直会をする。この時、楓の葉に鱒を盛って差し上げるのは、天孫降臨なされた時に器がなくて木の葉でお食べなされたことに由来する。

また、稲が豊作となることを願う儀式である。煮豆を食べるのはマメでありますようにという儀式である。鹿狩りは世間でのあらゆる獣の狩りを、鹿狩りを以って五穀豊穰を祈る祭である。

田楽舞の式

正月七日 諏訪社

八日 大御堂 池御堂

九日 与良木堂

楽人 但し 宮座人の片方に祭の供物。この人名である。
奉る伊勢の神と人と同じ人が二十一人いる。

(人名については原文参照)

合わせて二十一人。但し、仲間の持ち株は潰門地に付けて売ったと聞いている。田楽の始まりは慥(たしか)ではないが、おおよそ寛永前の頃であると聞き伝えられており、田楽舞の都合により寛永年代に大御堂、池の御堂を三間の四面に再建したと聞いている。

田楽舞の形は春より秋までの農業の形である。器械は笛・太鼓(たいこ)・大鼓(おおつづみ)・小鼓などである。獅子駒や翁などの面などを付けて舞う。歌もあつたが長いために略していた。前にも記したが長く久しく行っていたが、いつとはなく乱れて今は行っていない。これは楽人が真似をしていて、それが間違っていたのか考えてみるべきであろう。また、ある説では昔は宮座人より他には氏子がいなかったというのは大きな間違いである。右のすべてのことを考えてみればわかることである。時の有志ある人であつたらう。

一 氏子

海老村、旧小野村の二村を合わせた戸数

一 愛知県(庁)までの距離 およそ六十二キロ米

一 禰宜給料 但し、供物料も含む。

字向田の種籾八升を蒔く田で年貢米は納めず。一名分が昔からあつたが明治維新以前に売却して今はない。

一 祝部(はふりべ) 給料

昔は米一俵。文化十三年(一八一六)領主が廻村の時から替わり、金一分ずつ集めて出す。

その後、天保時代(一八三〇〜四四)になって、社木を売り、金二両を資本としてこの利子を与える。

また、文久時代（一八六一〜六四）の頃に四両の金を工面し、この利子金二分を給料とする。

一 境内反別

二反八畝二歩（およそ二千平方メートル） 雑木が立つ。

字向田二十二番 第一種官有地

一 上地（じょうちと読み、国に返納した土地のこと）

官有地六畝歩（およそ六百平方メートル） 雑木が立つ。

字向田二十二番 これは明治八、九年の頃、境内を分けて上地とした。

一 十一月の卯の日

湯立

文政七年（一八二五）甲年に始まる。禰宜は林為蔵で湯立を勤めた。今はやっていない。

一 十一月卯の日の餅投げの資本の世話人

資金の負担は別の綴

安政六年（一八五九）の頃、氏子の寄進を改めて、餅投げの資本を備える。

このときの世話人

（人名は原文参照）

一 境内に鎮座している員外社の雨鞘（覆殿）の新築

明治十一年（一八七八）

月の世話人

（人名は原文参照）

一 境内献納物

石鳥居 一の鳥居

正徳二年（一七一二）壬辰八月吉日

海老村住人 原田新三郎重勝

石鳥居 二の鳥居

元禄十一年（一六九八）戊寅四月吉日建立

これは人名がない。氏子全員か。

石灯笼

一対、社前の西脇にある。

文化十三年（一八一六）丙子 十一月吉日 総氏子敬白 世話人 鈴木弥助智恒

石灯笼

年号干支とも不詳 向田村 伝六郎とある。

同 明和七年（一七七二）庚寅年月 松下鹿右衛門源敬政 これは小野村と聞き伝わる。

同 宝永二年（一七〇五）九月吉日、今文政十一年（一八二八年）丁亥年春二月吉日

原田新二郎重行建立 同彦右衛門重道再建

同 文政十一年（一八二八）丁亥春二月吉日 原田彦右衛門重道

同 嘉永三年（一八五〇）庚戌年八月吉祥日 小野田与助高保再建

鐘一宇

元禄二年（一六八九）己巳年二月 池貝津村 松下七左衛門家重

これは、明治維新の前に売却して今はない。

一文政十二(一八二九)己丑年

地頭より用金兩海老へ十九兩三分を六年割当り、森木売り出す。

一嘉永七(一八五四)寅年 地頭にて社木払う。三十石残らず。

一文政三(一八二〇)辰年 洲原講参りが始まる

一文化十二(一八一五)亥年 奥山(棚山)立木を売り、宮を建替

一文政十三(一八三〇)寅年 伊勢おかげ参り

一慶応三(一八六七)丁卯九月所々に神札がふる。御鋤様を祭り祝う。

一明治二(一八六九)己九月 伊勢遷宮

一同四年(一八七一)伊奈県支庁足助局が神々について神社を調査する。

一同十一年(一八七八)十月 報徳熱田講社が当村にて結ばれる。第六十八号

現代記 完

あとがき

「神は人の敬によって威を増し、人は神の徳によって運を添う」は鎌倉時代の御成敗式目（貞永式目）の冒頭に述べられている言葉です。

私は神と人のつながりは人と人のつながりに相通じるものがあると思っています。人と人は互いに信頼しあうことが人間関係の基を築くものだと思います。神と人との関係も然りだと思ふのです。信頼を目に見える形にすることはできません。契約社会はある意味で人間不信から生まれた産物かもしれない。神と人間は魂でつながり、人と人は心でつながっているとも言えるのではないのでしょうか。

海老神社の大祭に大勢の皆さんが集い、神への感謝を奉り、氏子崇敬者が心を同じくすることにより、神威が増幅され、私たちは神からの恵みと幸を享受させていただくことができると思っております。

海老神社の大祭に御参列いただきましたことを心より感謝申し上げます、皆様
が健康で豊かな日常をお過ごしできますようお祈り申し上げます、あとが
きとさせていただきます。

本書をお読みいただき、誠にありがとうございました。

海老神社 宮司

松下恒雄

平成二十八年 十月九日

諏訪神社記

2015年7月27日 第1刷発行

2016年10月9日 第2刷発行

税込価格 非売品

編集者 松下恒雄

発行者 松下恒雄

〒441-1943 愛知県新城市海老字池貝津80番地

発行所 里山出版

電話 0536-35-0452